

電動キックボードに関する新ルールが施行される7月1日まで約1カ月半となりました。

改正道路交通法により以下のような条件を満たせば、「特定小型原動機付自転車(以下、『特定原付』)」として16歳以上は運転免許証無しで運転可能になります。

- ・最高速度20km以下
- ・車体の長さ190cm以下、幅60cm以下
- ・保安基準に適合したブレーキやウインカーの装備
- ・自動車損害賠償責任保険の契約 他

公共交通など移動手段の少ない場所での利活用が期待される一方、車道ではクルマやバイクと、歩道*では歩行者などとのトラブルや接触事故が多発する恐れがあります。

これに加え、車両放置の問題も懸念されます。

「特定原付」は「自転車に近い」乗り物とみなされがちですが、適切な場所に駐車していないと取り締まりの対象となります。

この場合、交通反則通告制度が適用されるため留意が必要です。

放置駐車違反 反則金) 駐停車禁止場所：10,000円、駐車禁止場所：9,000円

16歳以上の高校生も利用可能になることから、交通ルール・マナーの理解・遵守に関する指導を強化されている学校も多いかと思えます。

この機会に、生徒の皆さんの自宅や学校周辺での「特定原付」用駐車場の附設状況も確認することをお勧めします。

(自転車法では、自転車・原動機付自転車の駐車場整備は市区町村の責務となっています。)

ご参考) 警視庁ホームページ：特定小型原動機付自転車のルール等

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/electric_kickboard.html

*周囲に「歩道通行できるモードである」ことを表示すれば、時速6km以下で通行可能

尚当財団では、交通安全指導を担当される先生方などを対象に、電動キックボードをテーマとした研修会の開催を予定しています。

以下URLにて、5/15(月)より受付を開始しています。皆さまのご参加をお待ちしております。

<http://jaef.or.jp/5-kensyu/pdf/%E4%BB%A4%E5%92%8C5%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%AC%AC3%E5%9B%9EJAEF%E7%A0%94%E4%BF%AE%E4%BC%9A%E3%81%AE%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85.pdf>

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください(以下のいずれかの方法にてお願いします)。

1. 当メルマガに返信
2. SNSでのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyouiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>